

4月18日（日）は 大河原町議会議員 一般選挙の投票日です



町の将来を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

立候補予定者説明会	日時	3月19日（金）午後1時30分～
	会場	役場3階 大会議室
立候補届事前審査	日時	3月29日（月）午前9時～
	会場	役場3階 大会議室
立候補届受付日	日時	4月13日（火）午前8時30分～午後5時
	会場	役場3階 大会議室
期日前投票日	日時	4月14日（水）～4月17日（土） 午前8時30分～午後8時
	会場	役場1階 町民ホール
投票日	日時	4月18日（日） 午前7時～午後7時
	会場	投票所入場券に記載します

公職選挙法が改正され、選挙運動における公費負担の範囲拡大や供託金制度が町議会議員選挙にも導入されました。

公費負担の範囲が拡大された部分（町議会議員選挙）

【選挙運動用自動車の使用】

- 一般運送契約 一日あたりの上限額 64,500円
- 一般運送契約以外の契約
 - 選挙運動用自動車の借入れ 一日あたりの上限額 15,800円
 - 選挙運動用自動車の燃料代 一日あたりの上限額 7,560円
 - 選挙運動用自動車の運転手雇用契約 一日あたりの上限額 12,500円

【選挙運動用ビラの作成】

- 作成枚数（上限1,600枚）×7円51銭

【選挙運動用ポスターの作成】

- 作成枚数（上限75枚）×525円6銭+企画費155,250円



供託金制度の導入（町議会議員選挙）

供託金額 150,000円

※得票数が供託金没収点未満の場合は、供託金が没収され公費負担も受けられません。（供託金没収点 有効投票総数 ÷ 議員定数 × 10分の1）

猫の飼い方 ❖ エサやりに気をつけましょう！

最近、「敷地内でフンをされた」、「野良猫にエサを与えている人がいる」といった苦情が寄せられています。猫の無責任な飼育や野良猫へのエサやりは、ご近所に迷惑をかけ、近隣トラブルから訴訟問題に発展しているケースもありますので、適切な飼育を行いましょう。

🐾 猫を飼うときの注意

- ❖ 家の中で飼うようにしましょう。
- ❖ フンは決まった場所でするようにしつけましょう。
- ❖ 自身が管理できる飼育数に制限しましょう。
- ❖ 飼えない猫を増やさないよう去勢・不妊手術を受けさせましょう。
- ❖ 抜け毛、鳴き声などご近所の迷惑にならないように注意しましょう。
- ❖ 迷子になっても飼い主の元に帰れるように、迷子札やマイクロチップをつけましょう。
(迷子や災害時の身元確認に備えて、マイクロチップを装着するとより効果的です。)

🐾 野良猫へのエサやり

「自分で猫を飼うことはできないけれど、お腹を空かしていてかわいそう、助けたい。」
と思ったことはありませんか？

お腹を空かしている猫にエサをあげたい気持ちは優しさであり、決して悪いことではないと思います。

ですが、猫たちはどうでしょうか？

ご近所の庭で糞尿をしたり、鳴き声がうるさくて迷惑をかけていませんか？

猫たちはご近所の嫌われ者になり、苦情を受けたり、近隣トラブルの原因になっているかもしれません。さらに、エサをもらっている猫は、どんどん元気になり子猫をたくさん産み、その結果、猫の数が増えて密集し、病気をもらったり、事故にあう危険性も高まります。そして、ご近所の方々も、増えてしまった猫の糞尿等で大変お困りです。

エサを与えることで、
かわいそうな猫を増やす
ことになっているのでは？

エサをあげている
猫たちは、本当に
幸せなのかな？

この機会にもう一度考えてみてはいかがでしょうか？
エサを与えるのであれば、他人に迷惑をかけないように責任を持ち、猫が天寿を全うするまで面倒をみてあげてください。

